

233 (略)  
別表 (第十条関係)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園に属の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備

233 (略)  
別表 (第十一条関係)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は総合こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備

233 (略)  
別表 (第十条関係)

事業の区分	教育施設 (幼稚園は対象外)	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	二十二年法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備のうちあっては、三分の新設、修理、改造、拡張又は整備

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 五号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第六十九條第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 五号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第七十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 五号）」とあるのは「</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 五号）」とあるのは「</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年</p>

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）と、「第六十九号第一項第三号」とあるのは「第二十号第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十二年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）と、「第七十号第一項第三号」とあるのは「第二十号第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十二年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十二年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第二項又は第五項の規定による児童

三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)一と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは「第二十條第一項第三号」と読み替えるものとする。

三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)一と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十條第一項第三号」と読み替えるものとする。

手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十七條</u> 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律<u>第三條第二項</u>に規定する派遣職員に関する<u>第二十八條</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条第一項</u>に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律<u>第八條</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十一條</u> 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律<u>第三條第二項</u>に規定する派遣職員に関する<u>第四十二條</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条第一項</u>に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律<u>第八條</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

修正後支援法に伴う改正

改正案

現行

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援

法（平成二十四年法律第 号）第二十七

条第一項に規定する特定教育・保育施設（次

項において「特定教育・保育施設」という。

）又は同法第四十三條第三項に規定する特定

地域型保育事業（次項において「特定地域型

保育事業」という。）の利用について、同法

第四十二條第一項若しくは第五十四條第二項

の規定により相談、助言若しくはあつせん若

しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十

四條第三項の規定により調整若しくは要請を

行う場合には、児童虐待の防止に寄与するた

め、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮を

しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・

子育て支援法第二十九條第一項に規定する特

定地域型保育事業者は、同法第三十三條第一

項又は第四十五條第二項の規定により当該特

定教育・保育施設を利用する児童（同法第十

九條第一項第二号又は第三号に該当する児童

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援

法（平成二十四年法律第 号）第二十七

条第一項に規定する指定こども園（次項にお

いて「指定こども園」という。）又は同法第

四十七條第二項に規定する指定地域型保育事

業（次項において「指定地域型保育事業」と

いう。）の利用について、同法第四十三條第

一項若しくは第五十五條第一項の規定により

相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を

行う場合又は児童福祉法第二十四條第二項の

規定により調整若しくは要請を行う場合には

、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支

援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 指定こども園の設置者又は子ども・子育て

支援法第二十九條第一項に規定する指定地域

型保育事業者は、同法第二十四條第二項又は

第四十七條第二項の規定により当該指定こど

も園を利用する児童（同法第十九條第一項第

一号又は第三号に該当する児童に限る。以下

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四

條第三項の規定により保育所に入所する児童

を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与

するため、特別の支援を要する家庭の福祉に

配慮をしなければならない。

（新設）

<p>4   3   (略) (略)</p>	<p>に限る。以下この項において同じ。」又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならぬ。</p>
<p>4   3   (略) (略)</p>	<p>この項において同じ。」又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p>
<p>3   2   (略) (略)</p>	

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

国会提出中の 独法通則法改正後による条文 (最終形)	認定子ども園法改正法による改正	改正案	現行
<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は<u>幼保連携型認定子ども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は<u>幼保連携型認定子ども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は<u>総合子ども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は<u>幼稚園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに</p>



供等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七項に規定する幼保連携型認定こども園(第二十条において「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。))における安全管理をいう。))その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

び提供等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七項に規定する幼保連携型認定こども園(第二十条において「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。))における安全管理をいう。))その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法(平成二十四年法律第一号)第二条第一項に規定する総合こども園(第二十条において「総合こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。))における安全管理をいう。))その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

資料の収集及び提供等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。))における安全管理をいう。))その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

八・九 (略)  
2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所) (児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育(保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に見

八・九 (略)  
2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所) (児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育(保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に見

八・九 (略)  
2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(総合こども園にあつては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設の管理下における同法第四条に規定する児童の災害に

八・九 (略)  
2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

定する業務を目的とするものをい  
う。)の管理下における同法第四  
条に規定する児童の災害につき、  
当該児童の保護者に対し、災害共  
済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業  
務を行う場合における第三十一  
条第一項及び第二項並びに第四十  
条第二号の規定の適用については、  
第三十一条第一項中「学校」とあ  
るのは「附則第八条第一項に規定  
する保育所等」と、同条第二項中  
「児童生徒等」とあるのは「附則  
第八条第一項に規定する児童」と  
、第四十条第二号中「第十五条」  
とあるのは「第十五条及び附則第  
八条第一項」とする。

定する業務を目的とするものをい  
う。)の管理下における同法第四  
条に規定する児童の災害につき、  
当該児童の保護者に対し、災害共  
済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業  
務を行う場合における第三十一  
条第一項及び第二項並びに第四十  
条第二号の規定の適用については、  
第三十一条第一項中「学校」とあ  
るのは「附則第八条第一項に規定  
する保育所等」と、同条第二項中  
「児童生徒等」とあるのは「附則  
第八条第一項に規定する児童」と  
、第四十条第二号中「第十五条」  
とあるのは「第十五条及び附則第  
八条第一項」とする。

つき、当該児童の保護者に対し  
、災害共済給付を行うことがで  
きる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する  
業務を行う場合における第三十  
一条第一項及び第二項並びに第  
四十条第二号の規定の適用につ  
いては、第三十一条第一項中「  
学校」とあるのは「附則第八条  
第一項に規定する保育所及び同  
項に規定する届出保育施設」と  
、同条第二項中「児童生徒等」  
とあるのは「附則第八条第一項  
に規定する児童」と、第四十条  
第二号中「第十五条」とあるの  
は「第十五条及び附則第八条第  
一項」とする。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する  
業務を行う場合における第三十  
一条第一項及び第二項並びに第  
四十条第二号の規定の適用につ  
いては、第三十一条第一項中「  
学校」とあるのは「保育所」と  
、同条第二項中「児童生徒等」  
とあるのは「附則第八条第一項  
に規定する児童」と、第四十条  
第二号中「第十五条」とあるの  
は「第十五条及び附則第八条第  
一項」とする。

修正後整備法による改正		改正案	現行								
<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）</td> <td>、当該 指定都 市等の 長</td> <td>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長</td> </tr> </table>	教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長	<table border="1"> <tr> <td>教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）</td> <td>、当該 指定都 市等の 長</td> <td>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長</td> </tr> </table>	教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長	<table border="1"> <tr> <td>教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）</td> <td>都道府 県知事</td> <td>、都道府県知事（学校 設置会社（構造改革特 別区域法（平成十四年 法律第百八十九号）第 十二条第二項に規定す る学校設置会社をいう 。以下同じ。）の設置 する私立学校の教員に あつては、同条第二項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の長</td> </tr> </table>	教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	都道府 県知事	、都道府県知事（学校 設置会社（構造改革特 別区域法（平成十四年 法律第百八十九号）第 十二条第二項に規定す る学校設置会社をいう 。以下同じ。）の設置 する私立学校の教員に あつては、同条第二項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の長
教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長									
教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長									
教育職 第二 員免許 法（昭 和二十 四年法 律第百 四十七 号）	都道府 県知事	、都道府県知事（学校 設置会社（構造改革特 別区域法（平成十四年 法律第百八十九号）第 十二条第二項に規定す る学校設置会社をいう 。以下同じ。）の設置 する私立学校の教員に あつては、同条第二項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の長									

地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一年法 律第百 六十二 号）	第一 十七 条の 六	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）
---	---------------------	---	---	---

(学校教育法の特例)

第十二条 (略)

2・3 (略)

地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一年法 律第百 六十二 号）	第三 十七 条の 六	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）
---	---------------------	---	---	---

(学校教育法の特例)

第十二条 (略)

2・3 (略)

地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一年法 律第百 六十二 号）	第二 十七 条の 二	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 知事 置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第百八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）
---	---------------------	---	---	---

(学校教育法の特例)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職 員免許 法 第三 項	当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置非営利法人（ 構造改革特別区域法（ 平成十四年法律第百八 十九号）第十三条第二 項に規定する学校設置 非営利法人をいう。以 下同じ。）の設置する 私立学校の教員にあつ ては同条第一項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の長	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第二 十七 条の 六	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この
----------------------------	-----------------------	---	---	---------------------	------------	--

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職 員免許 法 第三 項	当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置非営利法人（ 構造改革特別区域法（ 平成十四年法律第百八 十九号）第十三条第二 項に規定する学校設置 非営利法人をいう。以 下同じ。）の設置する 私立学校の教員にあつ ては同条第一項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の長	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第二 十七 条の 六	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この
----------------------------	-----------------------	---	---	---------------------	------------	--

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職 員免許 法 第三 項	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この 公共団体の長）	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第一 十七 条の 二	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この
----------------------------	------------	---	---	---------------------	------------	--

5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会）	条において同じ。（）の 設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長）
5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会）	条において同じ。（）の 設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長）
5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会）	条において同じ。（）の 設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第七十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十條第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」と</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」と</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平</p>



あるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第

あるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第

成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定

(平成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)「と、第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年法律第百七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)「と、第七十條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十二条</u> 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する<u>第二十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十六条</u> 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する<u>第四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（大学附属の学校）</p> <p>第<u>十二</u>条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>幼</u><u>保</u><u>連</u><u>携</u><u>型</u><u>認</u><u>定</u><u>こ</u><u>ど</u><u>も</u><u>園</u>又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>	<p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十二<u>条</u> 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>こ</u><u>ど</u><u>も</u><u>園</u>又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>	<p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十三<u>条</u> 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しな</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しな</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他三務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。</p>

ければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

255 (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

255 (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

255 (略)

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県行動計画)

第九條 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

25 (略)

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県行動計画)

第九條 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

25 (略)

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県行動計画)

第九條 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

25 (略)

6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

略	略	略
---	---	---